○国土交通省告示第千五十八号

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）第六条第一号及び第四号の規定に基づき、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月九日

国土交通大臣　金子　恭之

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和四年国土交通省告示第九百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（講習時間並びに必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法） **第一条**　無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「講習機関省令」という。）第六条第一号の告示で定める講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準は、次の表に掲げる区分による。 区分 一　二に掲げる者以外の者に係る課程 二　技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けていた無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の有効期間が満了する日から起算して三年を経過しない者に限る。）であって、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の五十四第一項及び第二項の規定により、学科試験及び実地試験の免除を受けようとするものに係る課程 講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準 別表第一に掲げる基準 別表第二に掲げる基準 2　講習機関省令第六条第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　対面により行う学科講習の受講者の数は、おおむね五十人以下であること。 二　実地講習の受講者の数は、一人の講師に対して、おおむね五人以下であること。 三　登録講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。 イ　無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置 ロ　事故が発生した場合における救助体制の確立 ハ　その他実地講習を行う場合において、適当と認められる措置 四　実地講習又は修了審査は、別表第三の上欄に掲げる施設及び設備であって、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。	（講習時間並びに必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法） **第一条**　無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号。以下「省令」という。）第六条第一号の告示で定める講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準は、別表第一のとおりとする。 2　省令第六条第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　対面により行う学科講習の受講者の数は、おおむね五十人以下であること。 二　実地講習の受講者の数は、一人の講師に対して、おおむね五人以下であること。 三　登録講習機関は、次に掲げる安全を確保するための措置を講じた上で、実地講習を実施すること。 イ　無人航空機の点検、監視員の配置その他の危険を防止するための措置 ロ　事故が発生した場合における救助体制の確立 ハ　その他実地講習を行う場合において、適当と認められる措置 四　実地講習又は修了審査は、別表第二の上欄に掲げる施設及び設備であつて、同表下欄に掲げる基準に適合するものを用いて行われるものであること。